

報 第 2 号

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則について

標記の規則改正について、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条の規定により、次のとおり専決したので報告し、承認を求める。

令和8年4月23日 提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴雄

記

岐阜県市町村立学校職員定数規則(昭和39年岐阜県教育委員会規則第11号)の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

〈根拠法令〉

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(略)

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(略)

第二条及び第三条 (略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 (略)

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

六、六六六人	三五一人	八七人	八人	三八八人	四、〇二六人	一八三人	四五人	五人	二〇一人
を									
六、七二四人	三五七人	八二人	八人	三八四人	四、〇四五人	一八七人	四三人	五人	一九五人
に改める。									

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県市町村立学校職員定数規則（昭和二十九年岐阜県教育委員会規則第十一号）新旧対照表

(新)

岐阜県市町村立学校職員定数条例（昭和二十八年岐阜県条例第七号）第三条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の職員の職の種類ごとの数は、次の表のとおりとする。

区分	職員の職の種類	定数
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師	六、七三四人
	養護教諭及び養護助教諭	三五七人
	栄養教諭	八二人
	学校栄養職員	八人
	事務職員	三八四人
中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)	校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師	四、〇四五人
	養護教諭及び養護助教諭	一八七人
	栄養教諭	四三人
	学校栄養職員	五人
	事務職員	一九五人

付 則 略

(旧)

岐阜県市町村立学校職員定数条例（昭和二十八年岐阜県条例第七号）第三条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の職員の職の種類ごとの数は、次の表のとおりとする。

区分	職員の職の種類	定数
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師	六、六六六人
	養護教諭及び養護助教諭	三五二人
	栄養教諭	八七人
	学校栄養職員	八人
	事務職員	三八八人
中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)	校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師	四、〇三六人
	養護教諭及び養護助教諭	一八三人
	栄養教諭	四五人
	学校栄養職員	五人
	事務職員	二〇一人

付 則 略

令和8年度

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則の概要

(昭和39年11月13日 岐阜県教育委員会規則第11号)

1 改正の趣旨

公立の小学校、中学校及び義務教育学校においては、各年度の学級数や児童生徒数の増減、加配定数の増減等により、「校長・教諭等」「養護教諭等」「栄養教諭」「学校栄養職員」「事務職員」の5つの職の種類ごとの定数が変わるため。

2 改正の内容

□小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）

	R7	R8	差	増減理由
校長・教諭等	6,666	6,724	+58	自然減71、基礎定数化に伴う増121、加配(改善・研修・特例定員等)増9 青年海外協力隊派遣に係る県単定数減1
養護教諭等	351	357	+6	加配(特例定員等)増6
栄養教諭	87	82	-5	自然減5
学校栄養職員	8	8	±0	自然減1、加配(特例定員等)増1
事務職員	388	384	-4	自然減5、基礎定数化に伴う増2、加配(共同学校事務室等)減1
合計	7,500	7,555	+55	

□中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）

	R7	R8	差	増減理由
校長・教諭等	4,026	4,045	+19	自然増61、基礎定数化に伴う増35、加配(改善・研修・特例定員等)減77
養護教諭等	183	187	+4	自然減1、加配(特例定員等)増5
栄養教諭	45	43	-2	自然減2
学校栄養職員	5	5	±0	
事務職員	201	195	-6	自然減6、基礎定数化に伴う増1、加配(共同学校事務室等)減1
合計	4,460	4,475	+15	

3 施行日

令和8年4月1日